

# 立川市

## 第5次子ども読書活動推進計画

### － 計画の体系と取組項目 － (案)

2024年7月

立川市図書館

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 子どもの読書活動推進の理念と計画策定の目的・・・・・・・・・・1
- 2 国や都の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

## 第2章 計画の実現に向けて

- 1 基本的理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 2 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

## 第3章 計画の取組項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1 子どもの読書活動推進の理念と計画策定の目的

平成 13 (2001) 年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成 13 年法律第 154 号、以下「推進法」という)では、基本理念として、「子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において主体的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」とうたわれており、国及び地方公共団体は、この基本理念にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、実施する責務がある、とされています。

立川市図書館では、推進法に基づき、平成 17 (2005) 年 9 月に「子どもと本のすてきな出会いを 立川市子ども読書活動推進計画」(計画期間：平成 17 (2005) 年度～平成 21 (2009) 年度)を策定しました。その後も、平成 22 (2010) 年 5 月に第 2 次(計画期間：平成 22 (2010) 年度～平成 26 (2014) 年度)、平成 27 (2015) 年 6 月に第 3 次(計画期間：平成 27 (2015)～令和元 (2019) 年度)、令和 2 (2020) 年 7 月に第 4 次(計画期間：令和 2 (2020) 年度～令和 6 (2024) 年度)を策定し、これら計画に基づき、関係機関と協力して、子どもの読書活動の推進に関する取組を実施し、読書環境の整備に努めてきました。

第 4 次計画については、令和 6 (2024) 年度に最終年度となるため、引き続き立川市の子どもの読書活動推進のために、これまでの成果と課題を踏まえ、「第 5 次子ども読書活動推進計画」(計画期間：令和 7 (2025) 年度～令和 11 (2029) 年度)を策定しました。

この計画は、立川市のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動が行えるよう、引き続き読書環境の整備を目指していくものです。

## 2 国や都の動向

### (1) 国の動き

国は、平成13(2001)年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(計画期間はおおむね5年)を策定しています。平成14(2002)年8月に第一次基本計画を策定したのち、平成20(2008)年3月に第二次、平成25(2013)年5月に第三次、平成30(2018)年4月に第四次を策定しました。そして、令和5(2023)年3月に第五次基本計画(計画期間は令和5(2023)年度～令和9(2027)年度)が閣議決定されました。

なお、第四次計画以降、令和元(2019)年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」が施行され、同法に基づき、令和2(2020)年7月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(読書バリアフリー基本計画)」が策定されました(計画期間は令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)。また、令和4(2022)年1月には「第6次学校図書館計画」(計画期間は令和4(2022)年度～令和8(2026)年度)が策定されるなど、子どもの読書環境の整備が進められています。

### 【国】第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

#### 【基本の方針】

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する。

#### (1) 不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、学校図書館に関するオリエンテーション等の充実

不読率が高い状態が続く高校生へ探究的な学習活動での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等

#### (2) 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備

#### (3) デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書館への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館のDXを進める

#### (4) 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる

## (2) 都の動き

都は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13(2001)年12月施行)を受けて、平成15(2003)年3月に「東京都子供読書活動推進計画」(第一次)を策定しました。その後、平成21(2009)年3月に第二次、平成27(2015)年2月に第三次、令和3(2021)年3月に第四次計画を策定しました。

### 【都】第四次東京都子供読書活動推進計画

#### 【基本方針】

学校(園)、図書館、家庭・地域、行政が連携して都内の子供の読書環境を整え、子供の主体的・自発的な読書活動を、その発達段階に応じて推進していく。

都の第三次計画での考え方を基本としつつ、国の第四次基本計画や昨今の読書に関わる動向を踏まえ、次の4点を本計画の目指すものとする。

#### 【計画期間】

令和3(2021)年度～令和7(2025)年度のおおむね5年間

#### 【計画の目指すもの】

##### (1) 乳幼児期からの読書習慣の形成

国の第四次計画において、高校生の不読率が改善しない原因として「中学生までに読書習慣の形成が不十分」と分析されていること、また、都においても高校生の不読率は、小・中学生に比べて依然として高い状況にあることから、発達の段階ごとの読書習慣の形成に向け、友人同士で本を薦め合う等、読書への関心を高める取組を推進する。

##### (2) 学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進

学習指導要領において、言語活動の充実及び学校図書館を利用した児童・生徒の自主的、自発的な学習活動・読書活動の充実が規定されていることから、学校全体での読書活動、学校図書館活用の推進、学習活動における学校図書館の利活用の推進を目指す。

##### (3) 特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進

読書バリアフリー法の施行を踏まえ、障害の有無にかかわらず全ての子供が等しく読書をすることができるよう、読書環境の整備の更なる推進を目指す。なお、読書環境の整備・充実に当たっては、障害以外にも、日本語を母語としない子供、帰国・外国人児童等、多様なニーズに配慮する。

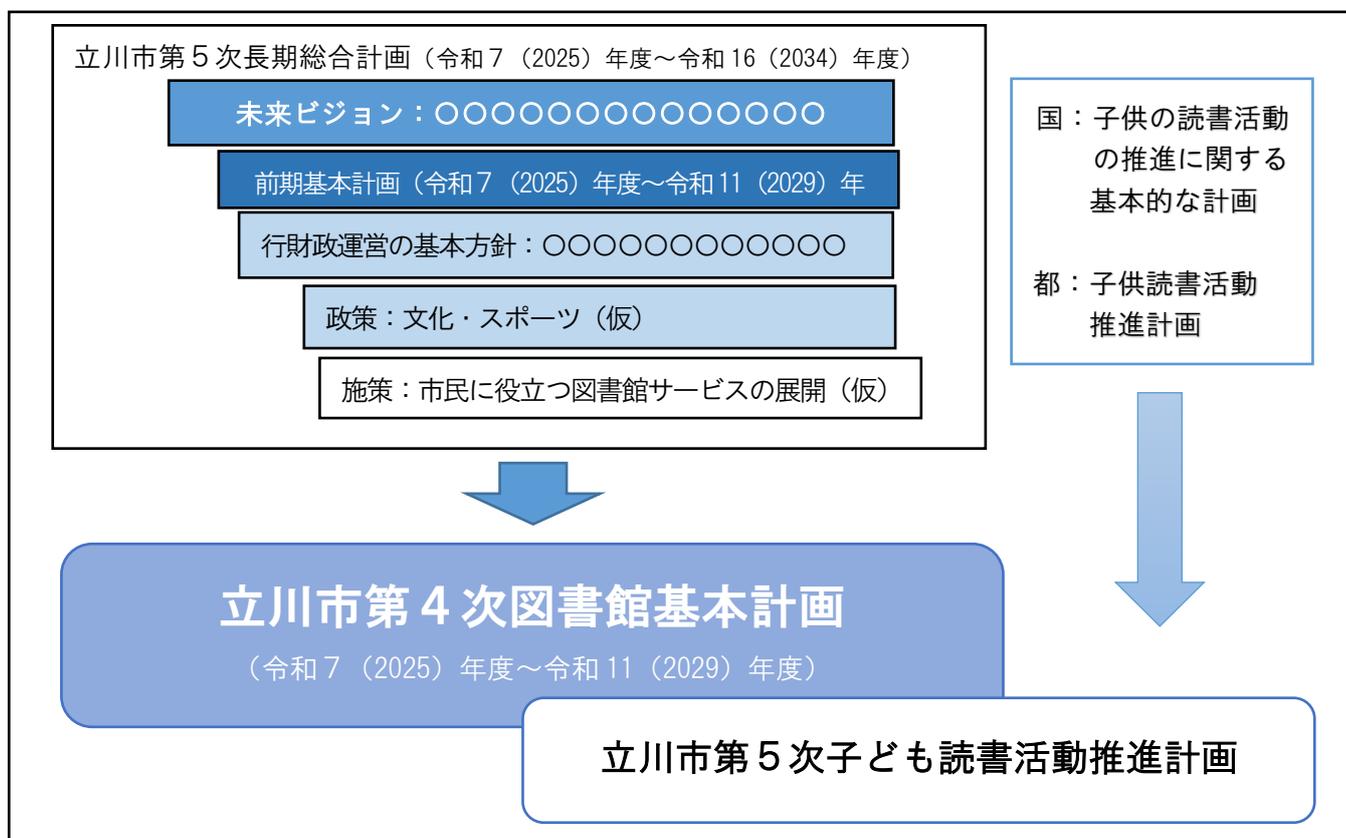
##### (4) 読書の質の向上

一人一人の興味・関心に合った本を読み、読書の幅を広げ、読解力の向上を図るための「読書の幅の拡大」、及び読書に喜びを感じたり、目的をもって本を読んだり、考えを深めたり、他人に伝えたりするための「読書に主体的に関わる態度の育成」を図ることを目指す。

### 3 計画の位置づけ

#### (1) 計画の位置づけ

本計画は、第5次長期総合計画の前期基本計画に基づく個別計画として策定します。



#### (2) 本計画と図書館基本計画

図書館に関する個別計画として、本計画とともに「立川市図書館基本計画」があり、従前この2つの計画は同列並行的に位置づけておりましたが、重複する具体的取組も多いことから、計画の二重性を避けるため、子どもの読書にかかる具体的取組については、「子ども読書活動推進計画」において一元的に管理し、本計画を包括する形で「図書館基本計画」が全体を管理することとしています。

#### (3) 計画の対象

この計画は、子ども（おおむね0歳から18歳以下）を対象とします。

#### (4) 計画の期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

## 第2章 計画の実現に向けて

### 1 基本的理念

#### 【基本理念】

### 子どもの主体的な読書活動の推進

#### ～ 読書のたのしさをすべての子どもたちに ～

#### (1) 本を読むことの意味

本の世界は広く、豊かです。「子どもの読書活動」は、言葉を学び、想像力・思考力・判断力などが育成され、得た知識や情報を使う力を養います。また、本の中で違う世界を体験することで、新たな発見をし、そこから得た自分の思いや考えの向上に向き合うことができます。

読むこと自体のたのしさ、それによる充実感、満足感を得られることも重要です。子どもの頃のそうした楽しかった体験は、生涯にわたって良い影響をもたらし、将来その体験を子どもたちと共有していきたいという動機となって、世代を超えた読書活動の推進の循環が形成されることが期待されます。

#### (2) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルスの発生を受け実施された各学校の臨時休業等、図書館の臨時休館や開館時間の短縮、入館人数の制限などは、子どもの読書活動にも影響を与えた可能性があります。小学生から高校生までの子どもの不読率は、令和元年度～令和3年度の全国一斉臨時休業を経て上昇、特に自宅学習が難しい小学校低学年や中学校、高等学校に進学した直後の学年の不読率が高く、読書習慣の形成に影響を与えたことが示唆されています<sup>1</sup>。

#### (3) デジタル社会における「紙の本」の重要性

学校では一人1台タブレット端末が支給され、通信ネットワーク環境の整備が進められるなど、GIGAスクール構想が進展しています。また、図書館等の社会教育施設でもデジタル基盤の強化とデジタル技術の活用等が求められています。

AIの進歩等、デジタル社会の進展が目覚ましい一方、デジタルより五感を使って紙で読んでいく方が、思考や記憶においては優れているとの見解があります。AIを使いこなせるだけの思考力や判断力を身につけるために、特に乳幼児期や小学校低・中学年では、絵本や物語を紙の本でじっくり読むことで、思考力や想像力を養っていくことが重要になってきます。紙の本と電子書籍とを使い分ければよいと言われるますが、紙の本での十分な体験があるからこそ、使い分ける力が育つといえます。

.....  
<sup>1</sup> 令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料より

#### (4) デジタルの有用性

一方、デジタルが大きな力を発揮するところもあります。図書館に来館することなく本の貸出・返却が可能な「電子図書館」の存在や、オンラインでのボランティア研修講座などは、デジタルの特性を生かしたものと言えます。

電子書籍については、同時に利用する人数に制限のない「読み放題」の電子書籍等は、学校での朝読書の時間などで有効活用されています。調べ学習等でデジタル化された地域資料を利用することもできます。

特別な支援を必要とする子どもたちや多様な文化・特性を持った子どもたちにとって、「マルチメディアデジター図書」などのデジタル録音図書は、紙の本に比べはるかに利用しやすく、充実が求められています。

デジタル媒体・情報の特性をよく理解して、子どもの読書活動推進にどのように役立てていくかを検討し、必要な取組を行っていく必要があります。

#### (5) 多様な連携による読書活動の推進

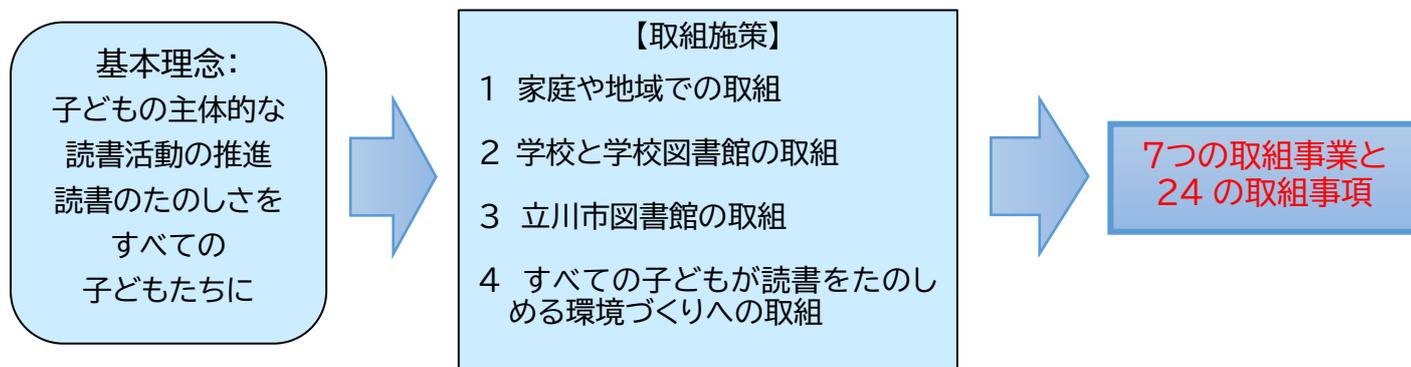
乳幼児期からの読み聞かせの推進、読書や図書館に興味のない子どもも親しみやすい講座や体験活動と連動した取組などを通じて、読書習慣の形成を促し、読書をしない子どもの割合を減らすことに努める必要があります。そのためには、蔵書・子ども向けの情報発信の充実はもちろん、子どもたちの周囲の大人たちへの働きかけ、学校をはじめとする子どもに関連する機関とのさらなる連携強化、ボランティアの支援などを行っていきます。

立川市のすべての子どもたちに読書のたのしさを伝えるべく、子どもの読書活動を支える環境を整え、地域間格差が生じないように、立川市全体で子どもの自主的な読書活動を推進するという仕組みづくりが重要です。

## 2 計画の体系

### ◆ 計画の体系図 ◆

「立川市第5次子ども読書活動推進計画」では、今後5年間を見据えた4本の「取組施策」を掲げ、7つの取組事業及び24の取組事項（案）を展開していきます。



### 第3章 計画の取組項目（案）

基本理念：子どもの主体的な読書活動の推進

～読書のたのしさをすべての子どもたちに～

取組施策	取組事業	取組事項	
1 家庭や地域での取組	(1)家庭での読書活動への支援	1	子どもを取り巻く大人への支援
		2	子育て支援関連各所との連携
	(2)地域で読書しやすい環境の整備	3	子どもに身近な地域の施設等との連携と読書環境の整備
		4	家庭や地域に根ざした図書館づくり
		5	市民団体、地域文庫等の読書活動の支援
2 学校と学校図書館の取組	(3)読書活動の充実	6	学校での読書活動の推進
		7	読書指導の計画的な推進
		8	教職員等の体制の整備
		9	読書活動の情報共有化
	(4)学校図書館の活性化	10	学校図書館の活用推進
		11	学校図書館 ICT の活用推進
		12	学校図書館機能の充実
3 立川市図書館の取組	(5)図書館サービスの充実	13	児童サービスの充実
		14	YA（ヤングアダルト）サービスの充実
		15	たちかわ電子図書館の充実と利用促進
		16	効果的な情報発信
		17	子どもの主体的な読書活動を促すきっかけづくり
		18	子どもの読書に関わる団体等との連携
	(6)市内の学校等との連携	19	学校や学校図書館への啓発活動
		20	図書支援体制の充実
		21	教職員等への支援体制の充実
4 すべての子どもが読書できる環境づくりへの取組	(7)特別な支援を必要とする子どもたちへの取組	22	子どもたちの図書館への関心を高める活動の推進
		23	図書館利用に障害のある子どもたちへの読書環境づくり
		24	外国語を母語とする子どもたちへの読書環境づくり

取組事項：子ども読書活動推進計画の取組の推進

立川市第4次図書館基本計画